

●香川県監査委員公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年9月11日

香川県監査委員	宮本欣貞
同	都村尚志
同	鍋嶋明人
同	仲山省三

1 監査対象部局 政策部及び出納局

2 監査対象年度 平成20年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県立ミュージアム	平成21年4月10日
（瀬戸内海歴史民俗資料館）	”
（文化会館）	”
東山魁夷せとうち美術館	”
水資源対策課	平成21年6月9日
統計調査課	”
文化振興課	”
自治振興課	平成21年6月10日
選挙管理委員会事務局	”
交通政策課	平成21年6月16日
情報政策課	”
政策課（予算調整室）	平成21年7月22日
東京事務所	平成21年7月28日
小豆総合事務所	平成21年8月20日
出納局	平成21年8月21日
美術工芸研究所	平成21年9月2日
漆芸研究所	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 旅費の支給について

旅費の支給について、駐車料金が支給されていないので、追給する必要がある。

（統計調査課）

イ 特殊勤務手当の支給について

家畜保健衛生業務に係る特殊勤務手当について、誤って支給しているものがあったので、返納させる必要がある。(小豆総合事務所)

ウ 契約について

(ア) 交通安全に係る委託業務について、委託内容の積算内容を明確化するとともに、適正な履行確認に基づき委託料の精算を行う必要がある。(交通政策課)

(イ) 瀬戸大橋に係る実行委員会の事業について、契約手続及び履行確認方法を適切に指導する必要がある。(交通政策課)

エ 備品の管理について

業務委託により導入したシステム等について、備品登記されていないものがあった。

(政策課(予算調整室))

オ タクシーチケットについて

タクシーチケットの使用について、記載漏れ等「タクシー借上使用事務取扱要領」に準じた取扱いがされていないものがあった。(東京事務所)

(3) 検討指示事項

ア 未利用地について

未利用地については、平成17年度から検討指示しているところであるが、未だに顕著な成果が見出せない状況にあり、本県の厳しい財政事情に鑑み、その処分を推進することは喫緊の課題である。

については、県土地開発公社等の所有しているものを含め、その活用の検討を行うとともに、利用計画が見込めないものは、年次計画を立て、今後の地価動向などを見極めながらスピード感をもって処理し、県財政の財源確保に資するよう努められたい。(政策課)

イ 物品について

(ア) 公共施設予約システム端末について、保管に関する責任者が明確でなく、借入物品としての管理が十分でないので、検討する必要がある。(情報政策課)

(イ) 備品について、公有財産の一部として取り扱ってきたため、備品一覧表の記載に不備が生じている可能性があるため、今後、適正な物品管理が行われるよう全庁的な検討を行う必要がある。(出納局)